

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1	府省庁名	外務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）		
要望項目名	日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 将来の火星探査を視野に入れつつ、月での持続的な探査活動を行うことを目指す米国のアルテミス計画に、日本政府は2019年10月に参画方針を決定。 日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）は、今後行われる日米間の宇宙活動（アルテミス計画等）を円滑化するため、宇宙協力に関する基本事項を包括的に規定する協定。2023年中の発効を目指し、現在、米国政府と調整中。 ・特例措置の内容 日米政府間で交渉中の日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称。2023年の締結を目指す。）が規定する非課税規定（同枠組協定第5条）を担保するべく、日米宇宙協力に必要な物品等の輸入の際に発生する消費税等の非課税に係る税制上の所要の措置を講じることとした。 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第二号 ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第五項 ・地方税法第七十二条の七十八第一項 		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	▲139（-） —	[平年度] ▲139（-） (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 日米宇宙協力は、2019年に米国が打ち出した「アルテミス計画」に我が国も賛同したことで、新たな時代に突入。日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上のため、宇宙協力に関する基本事項を規定する協定の必要性が浮上。2022年1月から、日米宇宙協力に関する枠組協定の交渉を開始した。</p> <p>アルテミス計画は、2030年代の火星への有人着陸を目標に掲げ、それに向けて必要となる技術や能力を、月面での持続的な探査を通じて実証・獲得することを目指す計画。具体的には、2025年以降の有人月面着陸、2020年代中頃からの持続的な月周回有人拠点（ゲートウェイ）の運用開始、その後の月面の持続可能な探査開始等を目指している。</p> <p>我が国は、米国からの同計画への参画要請を受け、内閣総理大臣を本部長とする宇宙開発戦略本部において、参画を決定（2019年10月18日）。我が国にとって同計画は、深宇宙探査に向けた技術等の獲得のため重要であり、米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸の実現に向け、月面データの取得・提供や月探査関連の超大型機材（有人与圧ローバ等）の開発等の協力に取り組んでいる。</p> <p>日米宇宙協力は、アルテミス計画の下、今後更に拡大・深化していくことが期待される。そのため、日米宇宙協力に関する枠組協定を締結し、日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上を実現していく。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本はアルテミス計画の下での日米協力の一つとして、2020年代後半に有人与圧ローバを打上げ予定。今後の日米宇宙協力において開発が見込まれる有人与圧ローバのような関連機材は、これまでの日米宇宙協力において開発したものと比べて大型となり、開発に際して関連部品を米国から日本に持ち込む場合に多額の消費税等が課されることが想定される。</p> <p>一方、日米宇宙協力における米側の実施機関（NASA等）が行う協力案件に関連する物資の米国外から米国への輸入は、米国の措置により当該輸入に伴い米国内で税が課されないこととなっている。かかる状況を踏まえ、日米宇宙協力を更に円滑に推進するためには、双方向性の観点からも日本側においても物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とする政策的必要性が高い。</p>		

	これまでの日米間の宇宙協力においても、国際宇宙ステーションに関する協力では、国際宇宙基地協力協定（I G A）第 18 条 3 に従い、必要な物品等の日本への輸入の際に発生する消費税等が非課税とされてきた。そのため、新たに締結する日米宇宙協力に関する枠組協定においても、I G A と同様の非課税規定を設け、物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とする必要性がある。
本要望に 対応する 縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応 施策目標9－5 国家戦略上重要な基幹技術の推進
	政策の達成目標	日米宇宙協力の円滑化の実現及び消費税等の非課税の双務性の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	本協定が終了するまで維持
	同上の期間中の達成目標	非課税措置により関連機材の円滑な輸出入が行われ、日米間の宇宙協力が促進される。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	文部科学省、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び協力案件の性質に応じ追加的に指定される関係機関
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	我が国において実施が見込まれる月探査関連の超大型機材の開発・製造や大規模実験・研究の際に必要な関連物品が米国から我が国に輸入される際に課される多額の消費税等が非課税とされることにより、日米宇宙協力の円滑化が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国際宇宙探査（アルテミス計画）に向けた研究開発等（令和4年度 14,063 百万円） 内訳： <ul style="list-style-type: none"> ・新型宇宙ステーション補給機(HTV-X) ・月周回有人拠点（ゲートウェイ） ・小型月着陸実証機（SLIM） ・火星衛星探査計画（MMX） ・有人与圧ローバ開発研究等の国際宇宙探査に向けた開発研究
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置は、アルテミス計画の一環である研究開発等に関連する事業である。
	要望の措置の妥当性	日米間で物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とすることは、日米宇宙協力の円滑な推進に資するものであり、また既に非課税措置を講じている米国との双務性を確保する上でも、要望の措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	